

分団による女性消防隊の活動支援要領

令和7年3月14日 制定

(目的)

第1条 分団による女性消防隊の活動支援体制を確立し、女性消防隊の負担軽減を図るとともに、支援活動を通じて、分団と女性消防隊の連携強化を図ることを目的とする。

(分団による活動支援)

第2条 分団による活動支援は、広島市消防団事務局女性消防隊設置要綱第3条に規定する活動の全てを対象とする。

2 分団は、イベントでの防火防災広報などの日単位の支援のほか、紙芝居や防災劇の準備など複数月に渡る支援を行うものとする。

(活動支援の要請等)

第3条 活動支援の要請は、分団の支援が必要な日の1ヶ月前までに、女性消防隊長が消防団長に対し行うものとする。

2 日単位の支援については、支援を要する日時、支援内容、必要人数を整理の上、要請するものとする。

3 複数月に渡る支援については、支援の期間、支援内容、必要人数を整理の上、要請するものとする。

4 要請を受けた消防団長は分団長に対し、必要な人数を出務するよう指示する。なお、複数月に渡る支援については、消防団長及び分団長は、支援期間中同一の消防団員が支援にあたることのできるよう配慮するものとする。

5 消防団長は、要請に応じることができない場合、又は複数月に渡る支援を決定したものの事情により支援を打ち切る場合、その旨を女性消防隊長に回答などするものとする。

(複数月に渡る支援活動にあたる消防団員への配慮)

第4条 複数月に渡る支援活動にあたる消防団員が所属する分団長は、支援活動にあたる消防団員の負担を軽減するため、他の消防団員を分団活動に優先的に出務させるなどを行うものとする。

(委任規定)

第5条 この要領に定めるほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。